ショッピングガード(Jーガード)付クレジット補償規定

― 購入商品の盗難・破損等による損害を補償 ―

1. 補償内容

- ●補償期間内にジャックスのショッピングガード(Jーガード)付クレジット契約(以下、「本契約」という。)を利用して購入した対象商品が、クレジット契約日から1年以内の偶然な事故(国内外問わず)により被った損害を補償します。
- ●本補償は時計・宝石・貴金属・衣料品・楽器・家具・自転車の商品が対象となります。 (クレジット利用者が従事する職業上の商品になるものは対象外となります。)

2. お支払いする補償金

●当該商品が修理可能な場合はその修理代、修理不能の場合はその商品に対する「本契約」の利用額(所要資金)を 上限とし、自己負担額1万円を差し引いた額を補償金としてお支払いいたします。但し、50万円が限度となります。

3. 補償される期間

●「本契約」の契約日より1年間補償します。

4. 補償金の請求者及び受領者

- ●補償金の請求者及び受領者は「本契約」を利用している契約者ご本人様となります。 補償金ご請求時にご本人確認させていただく場合があります。
- ●法人契約または商行為となる場合は補償の対象外となります。

5. 補償金をお支払いする主な損害

- ●火災、破裂、爆発、落雷などによる損害
- ●台風などの風災による損害
- ●破損、転覆・衝突などによる損害
- ●盗難による損害 等

6. 補償金をお支払いできない主な損害

- ●故意または重大な過失による損害
- ●瑕疵、自然故障、または自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、むれ、変質、変色またはねずみ喰い、虫喰いによる損害
- ●加工着手後に生じた損害
- ●戦争、暴動、その他の事変、差し押え、没収、または核燃料物質などによる損害
- ●修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣、電気的事故、機械的事故による損害
- ●詐欺、横領、置き忘れ、紛失による損害
- ●台風、暴風雨、豪雨などによるこう水・融雪・洪水・高潮・土砂崩れなどの水災による損害
- ●地震、噴火またはこれらに起因する津波による損害
- ●物品の誤った使用に起因する損害
- ●つり用品、サーフボード、セーリングボード及びこれら付属品については流失危険不担保となります。
 (当該用品が海、湖沼または河川において流失したことによる損害に対しては補償金はお支払いできません。)

- ●弦の切断または打楽器の打皮もしくは三味線の皮の損害。ただし他の部分と同時に損害を被った場合を除きます
- ●汚損、塗料のはがれその他単なる外観の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 等
 - (注)このほか対象品目によっては、お支払いできない損害があります。

(例えば、管球類の単独損害や楽器の音色の変調など)

(注)実際の保険金支払いの可否等は、保険会社の普通保険約款および特約等に基づきます。

7. 保険会社名 代理店名

- ●引受保険会社 損保ジャパン日本興亜損害保険株式会社
- ●扱い代理店名 ジャックス・トータル・サービス株式会社

8. 事故時のお問い合せ先

- ●事故があった場合は30日以内にお知らせ下さい。
 - (注)事故の日から30日以内にご通知がありませんと、補償金をお支払いできない場合があります。
- ●盗難にあわれた場合は、警察の受理番号が必要になります。

ジャックス・トータル・サービス株式会社 東京都品川区東品川四丁目12番1号17階 TEL: 03-6311-7330

9. 補償金請求時の必要書類

- ●補償金請求書 (保険会社所定様式)
- ●損害状況報告書(保険会社所定様式)
- ●写真及び修理見積

なお、事故状況に応じて他の書類をご請求することがあります。

以上 201310B

